

1. 県税の税率等の変遷(税目別)

税目	区分		令和2年度			
				円		
県民税	個人	均等割	1,000	≪平成26年度から令和5年度まで≫ 1,500		
		所得割	前年所得の	4/100 指定都市の区域内に住所を有する者について、2/100		
	法人	均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	800,000		
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000		
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000		
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000		
			資本金等の額が1千万円以下である法人又は公共法人及び公益法人等	20,000		
	法人税割	標準税率 超過税率	法人税額の	1.0/100 1.8/100		
		利子割	利子等の額の	5.0/100		
		配当割	特定配当等の額の	5.0/100		
	株式等譲渡所得割	特定株式等譲渡所得金額の	5.0/100			
事業税	個人	事業主控除額		2,900,000		
		第1種事業	前年所得の	5.0/100		
		第2種事業		4.0/100		
		第3種事業		5.0/100		
		下記以外のもの あん摩業等		3.0/100		
	電気供給業・保険業	電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、保険業、貿易保険業	収入割	収入金額の	1.0/100	
			所得割	所得金額の	1.85/100	
		電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	普通法人及び特別法人	収入割	収入金額の	0.75/100
				付加価値割	付加価値割額の	0.37/100
			外形標準課税法人	収入割	収入金額の	0.75/100
				資本割	資本金等の額の	0.15/100
		特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う事業者	収入割	収入金額の	1.0/100	
			付加価値割			
			資本割			
		ガス供給業	上記以外のガス製造事業者	普通法人	収入割	収入金額の
	所得割					
	特別法人			収入割	収入金額の	1.0/100
				所得割		
	外形標準課税法人		収入割	収入金額の	1.0/100	
			所得割			
			付加価値割			
			資本割			
	一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者		収入割	収入金額の	1.0/100	
	上記以外のガス供給業を行う事業者		普通法人	所得割	所得のうち年400万円以下	3.5/100
					年400万円超 800万円以下	5.3/100
					年800万円超	7.0/100
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人の所得			7.0/100	
特別法人		所得割	所得のうち年400万円以下	3.5/100		
			年400万円超	4.9/100		
外形標準課税法人		所得割	所得のうち年400万円以下	0.4/100		
			年400万円超 800万円以下	0.7/100		
			年800万円超	1.0/100		
			3以上の都道府県に事務所等を有する場合の所得	1.0/100		
付加価値割	付加価値割額の	1.2/100				
資本割	資本金等の額の	0.5/100				

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
円	円		
	<令和4年4月1日から開始する事業年度より> 収入金額の 0.48/100 付加価値割額の 0.77/100 資本金等の額の 0.32/100		
	<令和4年4月1日から開始する事業年度より> 所得のうち 年400万円以下 3.5/100 年400万円超 5.3/100 800万円以下 年800万円超 7.0/100 資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人の所得 7.0/100		
	<令和4年4月1日から開始する事業年度より> 所得のうち 年400万円以下 3.5/100 年400万円超 4.9/100 資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人 4.9/100		
	<令和4年4月1日から開始する事業年度より> 所得金額の 1.0/100 付加価値割額の 1.2/100 資本金等の額の 0.5/100		
	<令和4年4月1日から開始する事業年度より> 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を越え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずる。 所得金額の 1.0/100 付加価値割額の 1.2/100 資本金等の額の 0.5/100		

税 目	区 分	令和2年度	円	
上記以外の事業	普通法人	所得のうち 年400万円以下	3.5/100	
		年400万円超 800万円以下	5.3/100	
		年800万円超	7.0/100	
	特別法人	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人の所得	7.0/100	
		所得のうち 年400万円以下	3.5/100	
		年400万円超	4.9/100	
	外形標準課税法人	所得のうち 年400万円以下	0.4/100	
		年400万円超 800万円以下	0.7/100	
		年800万円超	1.0/100	
3以上の都道府県に事務所等を有する場合の所得		1.0/100		
	付加価値割	付加価値額の	1.2/100	
	資本割	資本金等の額の	0.5/100	
地方消費税	税 率	消費税額の	22/78	
不動産取得税	免 税 点	土 地	100,000	
	家 屋	建 築 物	230,000	
		その他	120,000	
	住宅を建築した場合の特例控除(既存住宅控除)	住宅を建築した場合は 特例控除(既存住宅控除)	12,000,000 (1,000,000~12,000,000)	《令和4年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000
住宅を建築する土地の取得に対する税額控除	住宅+土地取得の(特例税額)	45000円、もしくは、土地の1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(200㎡まで)×3%のいずれか多い額	4/100 《令和3年3月31日取得分まで》 3/100	
税率	その他	不動産の価格の	4/100	
県たばこ税	旧3級品以外のたばこ	1,000本につき	860	
	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	656	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場(等級)	1級	1,200	
		2級	1,150	
		3級	1,050	
		4級	950	
		5級	900	
		6級	800	
		7級	750	
		8級	650	
		9級	600	
		10級	500	
		11級	400	
		12級	350	
自動車税(種別割)	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	自家用(営業用)	●グリーン化税制 地球温暖化対策及び地球環境対策の一環として、環境性能等が優れた一定の要件を満たす自動車の自動車税の種別割は、新車新規登録の翌年度に限り、通常より低い税率(軽課税率)が適用される。 また、新車新規登録から一定年数を経過すると、通常より高い税率(重課税率)が適用され、以降毎年度重課税率が適用される。	
	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	自家用(営業用)	●グリーン化税制 地球温暖化対策及び地球環境対策の一環として、環境性能等が優れた一定の要件を満たす自動車の自動車税の種別割は、新車新規登録の翌年度に限り、通常より低い税率(軽課税率)が適用される。 また、新車新規登録から一定年数を経過すると、通常より高い税率(重課税率)が適用され、以降毎年度重課税率が適用される。	
乗 用 車	総排気量が1L以下	29,500 (7,500)	●軽課対象車 令和3・4年度に新車新規登録した次の自動車 ○電気自動車・燃料電池自動車・プラグガス自動車⇒通常の税率の概ね75%軽課 ○営業用乗用車のうち、平成17年排出以上 達成しているガソリン・LPG車について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年 ○営業用乗用車のうち、平成30年排出が適合のクリーンディーゼル乗用車(ハ ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2	
	＃ 1L～1.5L	34,500 (8,500)		
	＃ 1.5L～2L	39,500 (9,500)		
	＃ 2L～2.5L	45,000 (13,800)		
	＃ 2.5L～3L	51,000 (15,700)		
	＃ 3L～3.5L	58,000 (17,900)		
	＃ 3.5L～4L	66,500 (20,500)		
	＃ 4L～4.5L	76,500 (23,600)		
	＃ 4.5L～6L	88,000 (27,200)		
	＃ 6L超	111,000 (40,700)		
	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの			
	総排気量が1L以下	25,000 (7,500)		●重課対象車 次の年度を経過した自動車は、経過した翌年度から重課(低公害車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス、スクールバス及びけん引車を除く) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車、LPG車 ⇒通常税率の概ね15%重課(バス、トラック等は概ね10%重課)
＃ 1L～1.5L	30,500 (8,500)			
＃ 1.5L～2L	36,000 (9,500)			
＃ 2L～2.5L	43,500 (13,800)			
＃ 2.5L～3L	50,000 (15,700)			
＃ 3L～3.5L	57,000 (17,900)			
＃ 3.5L～4L	65,500 (20,500)			
＃ 4L～4.5L	75,500 (23,600)			
＃ 4.5L～6L	87,000 (27,200)			
＃ 6L超	110,000 (40,700)			
ト ラ ッ ク	最大積載量が1t以下	8,000 (6,500)	8tを超える部分1tまでごとに6,300円(4,700円)を加算した額	
	＃ 1t超2t以下	11,500 (9,000)		
	＃ 2t超3t以下	16,000 (12,000)		
	＃ 3t超4t以下	20,500 (15,000)		
	＃ 4t超5t以下	25,500 (18,500)		
	＃ 5t超6t以下	30,000 (22,000)		
	＃ 6t超7t以下	35,000 (25,500)		
	＃ 7t超8t以下	40,500 (29,500)		
	＃ 8t超	45,000 (33,000)		
	貨客兼用車1L以下	5,200 (3,700)		排気量に応じトラックに加
	貨客兼用車1L～1.5L	6,300 (4,700)		
	貨客兼用車1.5L超	8,000 (6,300)		
けん引車(小型自動車)	10,200 (7,500)			
けん引車(普通自動車)	20,600 (15,100)			
けん引車(小型自動車)8t以下	5,300 (3,900)			
けん引車(普通自動車)8t以下	10,200 (7,500)			
けん引車(普通自動車)8t超	10,200 (7,500)			
けん引車(普通自動車)8t超	10,200 (7,500)			
バ ス	乗車定員が30人以下	12,000 (12,000)	8tを超える部分1tまでごとに5,100円(3,800円)を加算した額	
	＃ 30人超40人以下	14,500 (14,500)		
	＃ 40人超50人以下	17,500 (17,500)		
	＃ 50人超60人以下	20,000 (20,000)		
	＃ 60人超70人以下	22,500 (22,500)		
	＃ 70人超80人以下	25,500 (25,500)		
	＃ 80人超	29,000 (29,000)		
	乗合用以外			
	乗車定員が30人以下	33,000 (26,500)		
	＃ 30人超40人以下	41,000 (32,000)		
	＃ 40人超50人以下	49,000 (38,000)		
	＃ 50人超60人以下	57,000 (44,000)		
＃ 60人超70人以下	65,500 (50,500)			
＃ 70人超80人以下	74,000 (57,000)			
＃ 80人超	83,000 (64,000)			
小型二輪	6,000 (4,500)			

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
円	円		
	<p>《令和4年4月1日から開始する事業年度より》 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずる。 所得金額の 1.0/100 付加価値額の 1.2/100 資本金等の額の 0.5/100</p>		
	<p>《令和6年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000</p>		<p>《令和8年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000</p> <p>《令和9年3月31日取得分まで》 3/100</p>
<p>車は、登録の翌年度に限り軽課 インハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然 ガス基準75%低減以上達成車又は平成30年排出ガス基準50% 度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課 ス基準適合又は平成21年排出ガス基 イブリッド車を含む) について、 年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課</p>	令和3年度と同様	<p>●軽課対象車 令和5・6年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽課 ○電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の 排出ガス性能を満たす天然ガス自動車⇒通常の税率の概ね75%軽課 ○営業用乗用車のうち、平成17年排出ガス基準75%低減以上達成車又は平 成30年排出ガス基準50%以上達成しているガソリン・LPG車について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課 ○営業用乗用車のうち、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス 基準適合のクリーンディーゼル乗用車（ハイブリッド車を含む）について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課</p>	令和5年度と同様

税目	区 分	令和2年度	円		
特種自動車	軽きゆう車（普通自動車）	14,600	(14,600)		
	軽きゆう車（小型自動車）	7,300	(7,300)		
	医療用自動車（普通自動車）	19,400	(19,400)		
	医療用自動車（小型自動車）	9,700	(9,700)		
	運送用<最大積載量の定めあり>	最大積載量が1t以下	8,000	(6,500)	
		＃が1t超2t以下	11,500	(9,000)	
		＃が2t超3t以下	16,000	(12,000)	
		＃が3t超4t以下	20,500	(15,000)	
		＃が4t超5t以下	25,500	(18,500)	
		＃が5t超6t以下	30,000	(22,000)	
		＃が6t超7t以下	35,000	(25,500)	
		＃が7t超8t以下	40,500	(29,500)	
		＃が8t超	8tを超える部分1tまでごとに6,300円（4,700円）を加算した額		
		運送用<最大積載量の定めなし>	普通自動車	自家用（営業用）	
			総排気量が3L以下	11,500	(9,000)
			＃が3L超6L以下	20,500	(15,000)
			＃が6L超9L以下	30,000	(22,000)
			＃が9L超12L以下	40,500	(29,500)
			＃が12L超15L以下	53,100	(38,900)
	＃が15L超		65,700	(48,300)	
	小型自動車		11,500	(9,000)	
	作業用		普通自動車		
			総排気量が3L以下	11,500	(9,000)
		＃が3L超6L以下	20,500	(15,000)	
		＃が6L超9L以下	30,000	(22,000)	
		＃が9L超12L以下	40,500	(29,500)	
		＃が12L超15L以下	53,100	(38,900)	
		＃が15L超	65,700	(48,300)	
		小型自動車	11,500	(9,000)	
		被けん引車<最大積載量の定めあり>	普通自動車		
最大積載量8t以下			10,200	(7,500)	
最大積載量8t超	8tを超える部分1tまでごとに5,100円（3,800円）を加算した額				
小型自動車					
最大積載量4t以下	5,300		(3,900)		
最大積載量4t超	10,200		(7,500)		
被けん引車<最大積載量の定めなし>					
普通自動車	10,200		(7,500)		
小型自動車	5,300		(3,900)		
キャンピング車	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの				
	総排気量が1L以下		23,600	-	
	＃が1L～1.5L		27,600	-	
	＃が1.5L～2L		31,600	-	
	＃が2L～2.5L		36,000	-	
	＃が2.5L～3L		40,800	-	
	＃が3L～3.5L		46,400	-	
	＃が3.5L～4L		53,200	-	
	＃が4L～4.5L		61,200	-	
	＃が4.5L～6L		70,400	-	
	＃が6L超		88,800	-	
	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの				
	総排気量が1L以下		20,000	-	
	＃が1L～1.5L		24,400	-	
	＃が1.5L～2L		28,800	-	
	＃が2L～2.5L		34,800	-	
	＃が2.5L～3L		40,000	-	
	＃が3L～3.5L		45,600	-	
	＃が3.5L～4L		52,400	-	
	＃が4L～4.5L		60,400	-	
＃が4.5L～6L	69,600		-		
＃が6L超	88,000	-			
その他	普通自動車	25,500	(18,500)		
	小型自動車（四輪）	16,000	(12,300)		
	小型自動車（三輪）	6,000	(4,500)		
鉱 区 税	砂鉱を目的としない鉱区				
	試験 百アール	200			
	採掘 百アール	400			
	砂鉱を目的とする鉱区	百アール	200		
石油又は可燃天然ガスを目的とする鉱区	試験 百アール	200×2/3			
	採掘 百アール	400×2/3			
固定資産税	大規模償却資産	1.4/100			
狩 猟 税	第一種（空気銃以外の銃器）狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次の者以外のもの	16,500	有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置（令和6年3月31日までの登録に限る） ・対象鳥獣捕獲員に対する課税免除 対象鳥獣捕獲員に任命された鳥獣対策実施隊員が狩猟者登録した場合、狩猟税が免除される。		
	第一種（空気銃以外の銃器）狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000	・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する課税免除 捕獲許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（従事者証の交付を受けた者）が狩猟者登録をした場合、狩猟税が免除される。		
	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次の者以外のもの	8,200	・許可捕獲者の従事者に対する軽減 狩猟者登録の申請をする日以前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法の許可を受け捕獲等を行った場合、税率が2分の1に軽減される。前年度に本軽減措置を受け、新年度に引き続き同軽減措置を受ける場合、前年度登録後の許可捕獲の従事実績が必要となる。		
	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500			
	第二種（空気銃）狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500			

令和3年度 円	令和4年度 円	令和5年度	令和6年度
			有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置を令和11年3月31日まで延長

税目	区分	令和2年度	円	
自動車税 (環境性能別)	免税点	500,000		
			()内は営業用	
	電気自動車等 (電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準からNox 10%低減達成)、プラグインハイブリッド車)	非課税(非課税)		
	乗用車 ガソリン車	★★★★ : 「平成17年排出ガス基準75%低減」又は 「平成30年排出ガス基準50%低減」 ★★★ : 「平成17年排出ガス基準50%低減」又は ★★★★ かつ令和2年度燃費基準+20%達成 ★★★★ かつ令和2年度燃費基準+10%達成 ★★★★ かつ令和2年度燃費基準達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成 上記以外	非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 2.0/100(2.0/100)	
	LPG車	★★★★ かつ令和2年度燃費基準+20%達成 ★★★★ かつ令和2年度燃費基準+10%達成 ★★★★ かつ令和2年度燃費基準達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成 上記以外	非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 2.0/100(2.0/100)	
ディーゼル車	平成30年排出ガス適合基準車または平成21年排出ガス適合基準車	非課税(非課税)		
トラック ガソリン車	【車両重量2.5t以下】 ★★★★ かつ27年度燃費基準+20%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成 上記以外 【車両重量2.5超3.5t以下】 ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+5%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+5%達成 上記以外	非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 3.0/100(2.0/100) 非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 3.0/100(2.0/100)	【車両重量2.5t以下】 ★★★★ かつ27年度燃費基準+25%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+20%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成 上記以外 【車両重量2.5超3.5t以下】 ★★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+20%達成または ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成または ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成 上記以外	
	ディーゼル車	平成30年排出ガス適合基準等: 平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準 【車両重量2.5超3.5t以下】 30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+10%達成または 21年排出ガス適合基準+10%達成かつ27年度燃費基準+15%達成 30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+5%達成または 21年排出ガス適合基準+10%達成かつ27年度燃費基準+10%達成 30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準達成または 21年排出ガス適合基準+5%達成かつ27年度燃費基準+5%達成 平成28年排出ガス適合基準等: 平成28年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準 【車両重量3.5t超】 28年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+10%達成または 21年排出ガス適合基準+15%達成かつ27年度燃費基準+5%達成または 28年排出ガス適合基準+5%達成かつ27年度燃費基準+10%達成 28年排出ガス適合基準+10%達成かつ27年度燃費基準+5%達成または 21年排出ガス適合基準+5%達成かつ27年度燃費基準+5%達成 上記以外	非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 3.0/100(2.0/100) 非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 3.0/100(2.0/100)	【車両重量2.5超3.5t以下】 30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基準+15%達成 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+20%達成 30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基準+10%達成 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成 30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基準+5%達成 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成 上記以外 (2.0/100)
	バス ガソリン車	【車両重量2.5t以下】 ★★★★ かつ27年度燃費基準+20%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成 上記以外 【車両重量2.5超3.5t以下】 ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+5%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+5%達成 上記以外	非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 3.0/100(2.0/100) 非課税(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(1.0/100) 3.0/100(2.0/100)	(R4.1.1~) 【車両重量2.5t以下】 ★★★★ かつ令和2年度燃費基準+5%達成(税) ★★★★ かつ令和2年度燃費基準達成(0.5/100) ★★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成(1.0/100) 上記以外 (2.0/100) 【車両重量2.5超3.5t以下】 ★★★★ かつ令和2年度燃費基準達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成または ★★★★ かつ令和2年度燃費基準達成 ★★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+15%達成(0.5/100) ★★★★ かつ27年度燃費基準+5%達成または ★★★ かつ27年度燃費基準+10%達成(1.0/100)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
円	円		
税率 (R3.4.1~12.31) 税率 (R4.1.1~) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 2.0/100 (0.5/100) 1.0/100 (1.0/100) 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100 (2.0/100) 3.0/100 (2.0/100)		税率 (R6.1.1~) 非課税(非課税) 1.0/100 (非課税) 2.0/100 (0.5/100) 3.0/100 (1.0/100) 3.0/100 (2.0/100)	
税率 (R3.4.1~12.31) 税率 (R4.1.1~) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100(非課税) 1.0/100(0.5/100) 2.0/100(0.5/100) 1.0/100(1.0/100) 2.0/100(1.0/100) 2.0/100(2.0/100) 3.0/100(2.0/100)		税率 (R6.1.1~) 非課税(非課税) 1.0/100 (非課税) 2.0/100 (0.5/100) 3.0/100 (1.0/100)	
		平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車かつ L令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準123%達成 L令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準116%達成 L令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準102%達成 L令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成または上記以外	税率 (R6.1.1~) 非課税(非課税) 1.0/100(非課税) 2.0/100(0.5/100) 3.0/100(1.0/100) 3.0/100(2.0/100)
税率 (R3.4.1~12.31) 税率 (R4.1.1~) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 1.0/100 (0.5/100) 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100 (1.0/100) 3.0/100 (2.0/100) 3.0/100 (2.0/100)		【車両重量2.5t以下】 ★★☆☆かつ令和4年度燃費基準105%達成 ★★☆☆かつ令和4年度燃費基準達成 ★★☆☆かつ令和4年度燃費基準95%達成 上記以外 【車両重量2.5超3.5t以下】 ★★☆☆かつR4年度燃費基準達成車 ★★☆☆かつR4年度燃費基準93%達成車 ★★☆☆かつR4年度燃費基準105%達成車 ★★☆☆かつR4年度燃費基準達成車 ★★☆☆かつR4年度燃費基準95%達成車 上記以外	税率 (R6.1.1~) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 2.0/100 (1.0/100) 3.0/100 (2.0/100)
税率 (R3.4.1~12.31) 税率 (R4.1.1~) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 1.0/100 (0.5/100) 1.0/100 (0.5/100) 1.0/100 (0.5/100) 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100 (1.0/100) 3.0/100 (2.0/100) 3.0/100 非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 1.0/100 (0.5/100) 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100 (1.0/100) 3.0/100 (2.0/100) 3.0/100 (2.0/100)		【車両重量2.5超3.5t以下】 ・平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車かつ L令和4年度燃費基準達成車 L令和4年度燃費基準9%達成車 上記以外 ・平成21年排出ガス基準適合車かつ L令和4年度燃費基準105%達成車 L令和4年度燃費基準達成車 L令和4年度燃費基準95%達成車 上記以外 【車両重量3.5t超】 平成28年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車かつ L平成27年度燃費基準15%向上達成車 L平成27年度燃費基準10%向上達成車 L平成27年度燃費基準5%向上達成車 上記以外	税率 (R6.1.1~) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 2.0/100 (1.0/100) 3.0/100 (2.0/100)
税率 (R3.4.1~12.31) 税率 非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 1.0/100 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100 3.0/100 (2.0/100) 3.0/100 非課税(非課税) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 1.0/100 2.0/100 (1.0/100) 2.0/100		【車両重量3.5t以下】 ★★☆☆かつ令和2年度燃費基準105%達成または ★★☆☆かつ令和2年度燃費基準110%達成車 ★★☆☆かつ令和2年度燃費基準達成または ★★☆☆かつ令和2年度燃費基準105%達成車 ★★☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車 上記以外	税率 (R6.1.1~) 非課税(非課税) 1.0/100 (0.5/100) 2.0/100 (1.0/100) 3.0/100 (2.0/100)

税 目	区 分	令和2年度	円	
	ディーゼル車	<p>【車両重量2.5超3.5t以下】 30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+10%達成または 21年排出ガス適合基準かつ27年度燃費基準+15%達成 30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+5%達成または 21年排出ガス適合基準かつ27年度燃費基準+10%達成 30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準達成または 21年排出ガス適合基準かつ27年度燃費基準+5%達成 上記以外</p> <p>【車両重量3.5t超】 28年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+10%達成または 21年排出ガス適合基準かつ27年度燃費基準+15%達成 28年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+5%達成または 21年排出ガス適合基準かつ27年度燃費基準+10%達成 28年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準達成または 21年排出ガス適合基準かつ27年度燃費基準+5%達成 上記以外</p>	<p>(R4.1.1~) 【車両重量2.5超3.5t以下】 30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減+令和2年度燃費 基準達成 30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基 準+15%達成 21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基 準達成 21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基 準+10%達成 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準 +15%達成 30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基 準+5%達成 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準 +10%達成 上記以外</p> <p>【車両重量3.5t超】 28年度排出ガス基準適合または 21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費 基準+10%達成 28年度排出ガス基準適合または21年排出ガス基 準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成 28年度排出ガス基準適合または21年排出ガス 基準10%低減かつ27年度燃費基準達成 上記以外</p>	<p>非課税 (非課税)</p> <p>1.0/100 (0.5/100)</p> <p>2.0/100 (1.0/100)</p> <p>3.0/100 (2.0/100)</p> <p>非課税 (非課税)</p> <p>1.0/100 (0.5/100)</p> <p>2.0/100 (1.0/100)</p> <p>3.0/100 (2.0/100)</p>
	上記いずれにも該当しない車両		3.0/100 (2.0/100)	
軽油引取税	1キロリットル当たり	本則税率 15,000 特例税率 32,100 (法律で定める日まで)		

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>税率 (R3. 4. 1~12. 31) 税率</p> <p>非課税 (非課税) 非課税 (非課税)</p> <p>非課税 (非課税) 非課税 (非課税)</p> <p>非課税 (非課税) 非課税 (非課税)</p> <p>1. 0/100 (0. 5/100) 1. 0/100 (0. 5/100)</p> <p>1. 0/100 (0. 5/100) 1. 0/100 (0. 5/100)</p> <p>2. 0/100 (1. 0/100) 2. 0/100 (1. 0/100)</p> <p>2. 0/100 (1. 0/100) 2. 0/100 (1. 0/100)</p> <p>3. 0/100 (2. 0/100) 3. 0/100 (2. 0/100)</p> <p>非課税 (非課税) 非課税 (非課税)</p> <p>1. 0/100 (0. 5/100) 1. 0/100 (0. 5/100)</p> <p>2. 0/100 (1. 0/100) 2. 0/100 (1. 0/100)</p> <p>3. 0/100 (2. 0/100) 3. 0/100 (2. 0/100)</p>	<p>円</p>	<p>円</p> <p>【車両重量2. 5超3. 5t以下】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車か? <ul style="list-style-type: none"> L令和2年度燃費基準105%達成車 L令和2年度燃費基準105%達成車 上記以外 平成21年排出ガス基準適合車か? <ul style="list-style-type: none"> L令和2年度燃費基準110%達成車 L令和2年度燃費基準105%達成車 L令和2年度燃費基準達成車 上記以外 <p>【車両重量3. 5t以下】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車か? <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度燃費基準15%向上達成車 平成27年度燃費基準10%向上達成車 平成27年度燃費基準5%向上達成車 上記以外 	<p>税率 (R6. 1. 1~)</p> <p>非課税 (非課税)</p> <p>1. 0/100 (0. 5/100)</p> <p>3. 0/100 (2. 0/100)</p> <p>非課税 (非課税)</p> <p>1. 0/100 (0. 5/100)</p> <p>2. 0/100 (1. 0/100)</p> <p>3. 0/100 (2. 0/100)</p> <p>非課税 (非課税)</p> <p>1. 0/100 (0. 5/100)</p> <p>2. 0/100 (1. 0/100)</p> <p>3. 0/100 (2. 0/100)</p>